

堺市監査委員公表第17号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

堺市監査委員	三宅達也
同	田渕和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和3年8月2日～令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	建設局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1(1) 道路橋りょう使用料（道路占用料）について 堺市道路占用料条例に基づき、道路占用料を収入している。 この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 道路占用許可の決裁 道路占用許可手続について、路政課は許可申請書の内容を審査した上で、本市から警察へ協議書（道路占用等協議書）を発行し、この協議の後に道路占用許可書、あわせて掘削を要する場合には道路掘削現認書を発行している。この事務について、以下のものがあった。</p> <p>(ア) これら3種類の書類は、道路占用許可の決裁を経て発行されるが、施行日及び公印使用を確認する欄は1か所しかなく、いずれの文書の施行を記録したものが分からない状態となっていた。</p> <p>(イ) 決裁文書には、必要な施行文案を添付しなければならない</p>	<p>御指摘を受け、令和3年9月28日より決裁文書に施行日及び公印使用欄を追加し、それぞれの文書の施行を確認できるようにしました。</p> <p>御指摘を受け、堺市文書規程、文書事務の手引きの規定</p>	<p>土木部 路政課</p> <p>土木部 路政課</p>

<p>が、道路占用許可書の施行文案は添付されているものの、道路占用等協議書及び道路掘削現認書の施行文案は添付されていないかった。</p>	<p>に基づき、令和3年11月17日より決裁文書に道路占用等協議書及び道路掘削現認書の施行文案を添付して決裁を行うようにしました。</p>	
<p>イ 道路占用料の徴収</p> <p>南区原山台3丁の泉北地区一括引継財産（公園予定地）に接する市道に設置されている電柱に道路法に基づく占用許可の申請のない電話線が共架され、堺市道路占用料条例に基づく道路占用料を徴収していないものがあった。</p>	<p>当該電話線の所有者から占用許可申請を受け、令和3年11月17日に占用許可を行い、12月22日に占用料を徴収しました。</p> <p>今後も引き続き、占用許可申請に漏れがないよう、占用者に適正な申請を求めて参ります。</p>	<p>土木部 路政課</p>
<p>3(1)</p> <p>コミュニティサイクル事業について</p> <p>環境にやさしい自転車を活用した低炭素型の交通システムで、「クールシティ・堺」の実現に向け、過度の自動車利用からの転換をめざす「モビリティ・イノベーション」を担う一端として、平成22年9月からコミュニティサイクルの運用を開始している。</p> <p>この事業について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p>		
<p>ア 収入印紙の貼付</p> <p>堺東駅前ほかコミュニティサイクルポート管理運営ほか業務について、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。</p>	<p>御指摘を受け、直ちに受託者から不足している収入印紙を貼付した契約書を受理しました。</p> <p>今後は、契約書を受け取る</p>	<p>サイクルシティ推進部 自転車企画推進課</p>

<p>4 (1)</p> <p>道路橋りょう使用料（放置自転車等撤去保管手数料）について</p> <p>堺市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、放置禁止区域内に放置された自転車等の撤去及び保管に要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収し収入している。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 撤去自転車等の返還手続</p> <p>堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則によると、撤去自転車等の返還を受けようとする者は、堺市放置自転車等返還申請書に必要事項を記入して市長に提出しなければならないとされている。</p> <p>しかし、撤去した原動機付自転車の返還にあたって、鍵の所持と撤去保管手数料の支払いはあったものの、申請書の記載を拒否され提出を受けていないものがあった。</p> <p>5 (1)</p> <p>都市計画使用料（公園使用料）について</p> <p>堺市公園条例に基づき、公園占用料及び公園使用料を収入している。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切</p>	<p>際に複数の職員で確認します。また、支払時にも再確認を行い再発防止に努めます。</p> <p>御指摘を受け、令和4年4月1日からは、撤去自転車等の鍵の提示等により利用者等であることを証明することで、撤去自転車等を返還できるよう、令和4年1月21日に規則の改正を行いました。</p>	<p>サイクルシティ推進部 自転車対策事務所</p>
--	--	--------------------------------

<p>な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公園占用料の徴収</p> <p>公園占用許可申請があった場合、公園監理課は内容を審査し占用許可を行うこととしている。申請書添付の図面を点検したところ、申請書に記載された面積の計算が誤っていたにもかかわらず、申請書に記載されたままの面積で許可したため、使用料が過徴収となっているものがあった。</p>	<p>申請者に連絡を行い、令和3年12月2日に過徴収した占用料の還付を行いました。</p> <p>今後は、現在使用している工事占用事前相談チェックシートに占用面積の算出方法に関するチェック項目を追加するなど、申請者及び市担当者がともに面積算出に留意するよう改善を行います。</p> <p>また、申請書の審査（占用面積等の確認）において、関係職員で相互にチェックするとともに決裁ラインによる点検も強化し、適正な事務処理に取り組みます。</p>	<p>公園緑地部 公園監理課</p>
<p>イ 公園占用許可</p> <p>令和3年9月14日に実地調査を行ったところ、金岡東公園に、都市公園法に基づく占用許可を行っていない看板が2か所設置されていた。</p> <p>6 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に</p>	<p>御指摘を受けた2か所の看板の内、1か所については設置者に連絡を行い、設置申請書の提出を受け、令和3年11月17日に許可を行いました。残る1か所については、設置者が不明なため、令和3年10月28日に撤去を行いました。</p> <p>今後、公園施設の点検や巡視等を行う際には、不法占用にも留意し、適切な維持管理に取り組みます。</p>	<p>公園緑地部 公園監理課</p>

<p>係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公有財産台帳の整備</p> <p>公有財産台帳において、土地 26 件及び建物 27 件を調査した結果、土地 13 件及び建物 16 件の台帳で、財産の増減があった際にその記載がなかったものや現在高欄が増減後の合計の数値になっていないものなど記載漏れ及び記載誤りがあった。</p>	<p>当課で所管する土地や建物等の台帳全てについて、記載漏れ及び記載誤りの訂正作業を進めています。御指摘を受けた台帳については令和 4 年 1 月 31 日までに修正しました。その他の台帳は、所管する土地等が多数あり、作業に時間を要するため、令和 4 年度末を目途に台帳の訂正を行います。</p> <p>また、再発防止のため、公有財産台帳の取扱いについて、令和 3 年 12 月 20 日に改めて課内で研修をおこない、適切な事務処理の周知徹底を図りました。</p> <p>今後、財産の増減があった際には、更新した公有財産台帳を必ず決裁に添付し併せて確認を行い、再発防止に取り組みます。</p>	<p>公園緑地部 公園監理課</p>
<p>イ 行政財産の目的外使用料の徴収</p> <p>泉北地区一括引継財産（公園予定地）において、共架線の行政財産目的外使用許可を行っているものについて、目的外使用料の算定方法を誤り、徴収額が不足しているものがあった。また、道路占用料として徴収すべきところ目的外使用料として徴収している</p>	<p>申請者に連絡を行い、令和 3 年 12 月 28 日に適正な使用料となるよう変更許可を行いました。</p> <p>不足した使用料は、令和 4 年 3 月 31 日を納期限とし、令和 4 年 2 月 18 日に請求を行いました。</p>	<p>公園緑地部 公園監理課</p>

<p>ものがあつた。</p>	<p>また、行政財産目的外使用許可に関する共架電線の使用料の取扱いについて、令和3年11月24日に関係職員全員で共有し、再発防止について周知徹底を行いました。</p> <p>今後は、事務マニュアルに行政財産目的外使用許可に関する共架電線の使用料の考え方を追記し、継続的に職員間で共有できるよう改善に取り組んでいきます。</p>	
<p>ウ 行政財産の目的外使用許可</p> <p>令和3年9月14日に実地調査を行ったところ、天神公園予定地で行政財産目的外使用許可を行っていない看板、机及び椅子等が設置されていた。</p>	<p>看板、机及び椅子等の設置者に指導を行い、令和3年11月8日に全て撤去されていることを確認しました。今後、公園施設の点検や巡視等を行う際には、不法占用にも留意し、適切な維持管理に取り組みます。</p>	<p>公園緑地部 公園監理課</p>
<p>6(2)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があつたので、適切な処理をする必要がある。</p>		
<p>ア 収入印紙の貼付</p> <p>放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務について、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。</p>	<p>御指摘を受け、直ちに受託者から不足している収入印紙を貼付した契約書を受理しました。</p> <p>今後は、契約書を受け取る際に複数の職員で確認します。また、支払時にも再確認</p>	<p>サイクルシティ推進部 自転車対策事務所</p>

	を行い再発防止に努めます。	
--	---------------	--